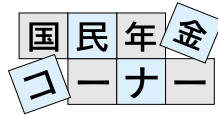


3号被保険者の届出方法が 変わりました

会社員などの被扶養配偶者になった場合の届け出は、これまで本人が市役所に提出していましたが、配偶者の勤務先事業所が社会保険事務所に提出することになりました。



保険料の納付先が国が変わりました

鳥取市発行の納付書で市役所に保険料を納めていましたが、社会保険庁発行の納付書で直接国に納めることになりました。

保険料納付窓口が 増えました

全国の銀行・郵便局・簡易郵便局・農協・漁協・信用組合・信用金庫・労働金庫で納められるようになりました。また、社会保険事務所でも納められます。

4月から
国民年金事務の一部
が変わりました

保険料は据え置かれました

保険料は月額1万3,300円（付加保険料は月額1万3,700円）で変更ありません。

前納制度もご利用ください

1年分（平成14年4月～15年3月分）または半年分（平成14年4～9月分）の保険料をまとめて納めると割引になる「前納制度」があります。1年分で2,830円（付加は2,920円）半年分で650円（付加670円）お得です。前納される場合は4月30日までに納めてください。

問い合わせ先 鳥取社会保険事務所（扇町・☎27・8311）
保険年金課（☎20・3205）

女性なんでも相談



対象 女性
相談内容 子育てに関する
こと 法律に関すること（セ
クハラ・離婚など法律的な問
題） 一般（健康・家族・職
場や近所での人間関係など）

相談日 子育て・一般/毎月
第2火・土曜日 午後1時～
3時 法律/毎月第2火曜日
午後1時～4時・第4木曜日
午前9時～正午
ところ 福祉文化会館（西町
二丁目）
予約受付 月～金曜日・午前
8時30分～（先着順）
申し込み先 企画課男女共同
参画室（☎20 3166）

法律相談

とき 5月15日（水）午後1
時～4時
ところ 市役所本庁舎1階市
民相談室
定員 8人（先着順）
予約受付 5月7日（火）午
前8時30分～
申し込み先 まちづくり推進
課（☎20 3158）

行政相談

とき 5月2日（木）・5
月21日（火）/午後1時30分
～4時 5月27日（月）/午
後1時～3時
ところ 2日/市役所市民
相談室 21日/さざんか会館
27日/トスク本店インフォ
メーションルーム
問い合わせ先 鳥取行政評価
事務所（☎24 5541）

障害者福祉相談

とき 毎週土曜日 午後1時
30分～4時
ところ さわやか会館1階相
談室（富安二丁目）
問い合わせ先 さわやか会館
（☎27 3338）

人権（りごと）相談

とき 毎月20日 午後1時～
4時
ところ さざんか会館
問い合わせ先 法務局人権擁
護課（☎22 2191）

交通事故相談

とき 毎週月・火・木・金曜
日 午前9時～午後4時30分
都合により休みの場合もあ
りますのでご確認ください
ところ 鳥取交通事故相談所
（東町・鳥取県庁議会棟1階）
問い合わせ先 同相談所（☎
26 7101）